

消費税転嫁拒否行為

減額

消費税率の引上げ分を
差し引いて
振り込んでおいたからね



消費税率の引上げ分の全部または一部を、
事後的に減らして支払うことにより、
消費税の転嫁を拒否する事業者にご注意ください。



もしもお取引先から、消費税転嫁拒否行為を受けた場合は、すぐにご相談ください。

Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否

検索

下請法の運用基準を改正!
11月は下請取引適正化推進月間です